

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	生活排水課	整理番号	1-8
許認可等の種類	都市下水路への物件設置の許可			
根拠法令条例等・条項	下水道法第29条第1項			
許認可等の概要	都市下水路に物件を設置しようとする者は、都市下水路管理者の許可を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	* 審査基準未設定 都市下水路は全て市町村が管理しており、県が管理する都市下水路がないため。			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	* 標準処理期間未設定 都市下水路は全て市町村が管理しており、県が管理する都市下水路がないため。			
期間の制定根拠	—			